

みんなて広げよう！ 子ども虐待の予防

—子どもの権利の視点から—

子ども虐待の予防は、重要な課題です。

でも、どうしてもおとなへのアプローチが中心で子ども虐待の当事者である子どもの権利の視点は見落されがち・・・。

改正児童虐待防止法によって「親の体罰禁止」が法律に明文化され、2020年4月から施行されます。そんな今だからこそ、もう一度、子どもの権利を再確認し、皆さんと一緒に「子ども虐待の予防」のあり方を考えていきたいと思ひます。ぜひ、ご参加ください。



日時 2月29日(土)

13:30～15:30 (受付:13時15分～)

会場 高松市ふれあい福祉センター勝賀

第1・第2会議室 (高松市香西南町476-1)

講師: 香川 CAP スタッフ

参加費: 無料

定員: 30人

主催: 香川 CAP

協力団体: NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ

CAP (キャップ) とは、Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止の頭文字をとってそう呼んでいる予防教育。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守るための知識とスキルを提供するおとな、そして子どもたちへの暴力防止プログラムです。

子どもが誰かからこわいことやいやなことをされそうになったときにできることを3～15歳までの子どもたち、そして子どもの身近なおとなと一緒に考えるCAP (キャップ) プログラムを提供する活動を幼稚園・保育所・小学校で行っています。子どもたちには安心して、安全でいてほしい。具体的にできることを考えておくことが予防につながります。一緒に子どももおとなも安心して暮らせるまちに！



お申込み 申込先: NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ

①お名前、②ご所属、③連絡先をお知らせください。 [✉ kcapn9999@siren.ocn.jp](mailto:kcapn9999@siren.ocn.jp) FAX:087-888-1070

お名前 (ふりがな)	ご所属	連絡先